

令和4年第4回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

令和4年4月7日 午後2時58分  
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和4年4月7日 午後2時58分  
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和4年4月7日 午後4時16分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、檜木勇、  
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、  
高田長次、佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

なし

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第12号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第13号 農地法施行規則の規定による農地の転用届出について

報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第7号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第10号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第11号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

議案第12号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第13号 非農地証明願いについて

農政

議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）  
に関する意見照会について

○議長：それでは、会合に入りたいと思います。

出席委員が、筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、5番委員の八尋委員さん、10番委員の萩尾委員さん、御指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従い審議をお願いいたします。先ほどもありましたように、今日が現在の農業委員さん、推進委員さんの最後の審議の場になりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の配付資料に沿って進めますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出に関する件を報告いたします。

報告第12号、議案書のとおり、農地の権利移動届出が2件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□とありますけれども、ここでちょっと訂正をさせていただきます。□□が正しい記載でございます。外3筆。地積、田6,359平米、畑543平米、合計6,902平米。届出の事由につきましては、相続。あっせん希望につきましてはなしとなっております。

続きまして、番号2番。筑紫野市□□、□□。届出地、□□外1筆。地積、田16.42平米、合計16.42平米。届出の事由としましては、相続。あっせんの希望につきましてはなしとなっております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく同法施行規則第53条第14号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第13号、議案書のとおり、届出が1件あります。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：同じく、読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番。届出者、東京都世田谷区□□、□□株式会社基地局設置統括部、部長□□。相手方、

筑紫野市大字□□、□□。届出地、□□。地積、畑4平米、合計4平米。契約内容、賃貸借。届出の理由としましては、適用条項第53条第14号でございます。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件につきまして質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第14号、議案書のとおり、農地の転用届出が1件あります。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1。譲受人、福岡市□□、株式会社□□。譲渡人、福岡市□□、□□株式会社。届出地、□□。地積につきましては、畑402平米、合計402平米。届出内容、転用目的、建売住宅（2区画）。契約内容、売買。構造規模、木造2階建。工事期間、令和4年4月30日から令和4年9月30日まで。開発許可の要否につきましては不要。受付年月日、令和4年3月18日。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

議案第7号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

これにつきましては、継続審議となっておりますのでございます。

1番について、事務局より説明をお願いいたします。

内容は前説明をいたしておりまして、同じ土地で2件上がっていた分ですね、若干違いましたが、その分ですので、よろしく申し上げます。

○事務局：前回の委員会の中で、議案として2件あった分が1件にまとまっています。読み上げて説明させていただきます。

番号1。譲受人、春日市□□、□□さん。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外9筆。地積、田4,539平米、畑3,983平米、合計8,522平米です。異動の内容としましては、申請理由として相手方の要望ということで、契約内容は売買ということになっています。地区担当

委員さんにつきましては、□□委員さんになっております。

以上でございます。

○事務局：ちょっと補足をさせていただきます。

前回の定例会の中で、宿題といいますか、事務局のほうに調整をお願いしますということで、2名に対する3条の許可については行うのはふさわしくないんじゃないかというような御意見がございましたので、相手方と連絡を取りまして、どちらかに一本化をしてくださいというところで事務局のほうから依頼をしたところでございます。

その結果、優先順位としては□□さんのほうが優先的にその審議をしてほしいというところで、今回□□さんのほう、また再審議ということでかけさせていただくということになります。

補足は以上です。□□委員から何かありますか。

○委員：いえ、あんまりないけど、もし分からなかった質問があれば答えます。

○議長：それでは、今回はその2件一緒に出てきていた関係で、中身についてはあまり審議されておらない状況もございますので、本件に対する質疑、意見のある方につきましてはお願いいたします。

どうぞ。

○委員：前回、2件のうちの1件に絞り込まれて□□さんになっていきますけど、この□□さんというのは、下限面積は8,522でいいんでしょうけど、農機とかは持っているんですかね。

○委員：それは、トラクターは購入予定なんですよ。

○委員：予定でしょう。

○委員：予定ですよ。だから、耕運機は持っているということですけど、私は実際に分からないんですよ。確認はしていませんけど。

○委員：だから、それだけちょっと私は心配しているんですよ。□□、友達が農事関係おりますので、□□のあの辺の近辺、農業施設、ちょっと聞いたら、やっぱり大型トラクターじゃなくて小さな機械は持っているらしいって。

○委員：だから、私、本当に百姓されるんですかって言ったんですけどね、大変ですよ。草刈りも何も持っていないでしょう。やっぱり審議されたときに何も言えないんですよ。

○委員：だから、一応農業委員さんも注意して見ていてください。

○委員：はい。

○委員：これ、もしかしたら転売って。

○委員：これ不動産屋が入っているんですよ、この人には。

○委員：やっぱり。

○委員：だから、本人には、譲渡人の□□さんには私、こういう報告したんですけどね。売る人

も不安なんです。その地域に迷惑かけたらいかんからですね。だから、それはおたくが言われるように確認は、見回りはしますけどね。本当に私も山付きでやっているけど大変です。

○委員：山付きで高いところでしょう。□□神社の上でしょう。あの辺、私、農協関係の知り合いがいるからちよくちよく行くんです。大変ですよ。

○委員：大変ですよ。だから、実際やりますかって言ったら、やりますって言うんだから。ちょっとそれはあなたに言われなだらうとかは。

○委員：あそこ、大型トラクター入ります？

○委員：入るのは入る、その本通りの方はね。

○委員：小さいのしか入らないでしょう。

○委員：いや、多分入ります。現に持っているんだから。

○議長：普通のトラクター、幅1メートル……。

○委員：1メートル。

○議長：トラクターは全部大丈夫です。

○委員：だから、私のところの家に来られたから、その説明はしておりますけどね。本当は3人なんです。本人と嫁さんと息子さんですよ。自分は百姓の経験ないんですよ。図面引き屋さんですよ。金属工事とか建築工事、その図面引き屋さんですよ。

○委員：はいはい。

○議長：ほかに御意見ございませんか。

○委員：こっちからするって。しますって言えば、もうどうしようもないですね。

○議長：この確認を何かすることも我々にはできないからですね。

○委員：問題は、これから何年もって5条申請とかに切り替えるか。そういう、要するに転売、不動産のこと。不動産を知っていますから、この方々は。だから、□□さんって私、知り合いがいるから結構……。

○委員：ちょっといいですか。

○議長：どうぞ。

○委員：田んぼには1メートルの道があるということだったけど、大きな4トンとか何か入るのはあるんですか。

○委員：入ります。

○委員：4トンダンプなどが入るのか。

○委員：はい、行けます。

○委員：ないほうがいいんですけどね。なければ入れないから。

○委員：4反ほど固まっているんですよ、田んぼ自体は。あとは山林とか。山林って言ったら

いけないけど。

○委員：頂上のほうですよ。

○委員：ミカンとか植えたところ、それも……。

○委員：□□神社があつて、こう道があつて。

○議長：今は3条でございますので、あくまで農地として御利用いただくという形ではございます。そこ辺を皆さんとどういうふう……。

○委員：固まってやっぱり田をすいてありましたね、売る方はね。早く売りたいんだけど。

○議長：どうぞ。

○推進委員：これ、田んぼは4反ちょっとあつて、畑は3反ちょっとあるんですけど、田んぼはすいているでしょうけど、畑は野菜か何か作られるんでしょうか。

○委員：ミカンと、樹木は先に植えてありましたね。昔、だったんでしょうけどね。

○議長：ちょっと野菜とか作るのには難しい……。

○委員：一応、何を作りますかって言ったら、野菜、ソバ、大豆……、一応みんなそういうふうなことを言うんですよ、一応。

○推進委員：でも、常識的に考えて、本業にまで野菜作りとか田んぼするとか、常識的には考えられないですよ。

○委員：いや、そうです。

○推進委員：それと、農機具関係から農機具関係の保管場所はどこにされたかもよく分からないし。

○委員：いや、それはこの人は持っていないからね。もう一人の方は持ってありましたが、場所は。だから、一応先に、□□さんというのが先に届けてあったから、こっちにくくりになっているんですけどね。

○議長：本人はするって言ってされているというところがちょっと。むげに、簡単に却下はできづらいところもございますね。5条ならちょっと簡単にはいかないけど、3条ですから。道具類は買う予定という話です。

○委員：何か今までのお話であれですけど、この方が新規ということは、前のもう一人の方は農業塾とか通うとかいろいろ具体的な話は出ていましたが、この方はそういう具体的な話というのは全く出ていないんでしょうかね。

○委員：話だけは私は聞いておりますけど、確実に確認はしていません。トラクターとか草刈りとか。

○委員：仮に言ったら今度の購入時に……。

○委員：はい。もう一人の方は□□というところに倉庫を持っていますよって。トラクターも持

ってきて、それで運びますとは言ってありましたけどね。この部分は、その人はまた別にまた申請されると思います。

○委員：もう全く、売主さんなり不動産屋さんなりからの情報でもそういうのがないんですよね。

○委員：はい。

○委員：例えば購入地に一応小屋を建てて、トラクター用の倉庫を造るとかですね。そういう話でも出てきているならあれでしょうけど。すみません、ありがとうございます。

○委員：本人は、売る方はもう早く手放したいんですよね。だけど、どっちがいいかと言ったら、もう一人の方のほうの方が設備が整っていますから、そっちにしてもらいたいんですけどね。

○議長：ほかに御意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

○委員：いろいろ悪い話ばかりというか、新規就農者という扱いにこれはなるんですかね、まず基本的には。新規就農者という位置づけでいった場合に、この前、当然農業塾やら行く人がここに来るだろうというふうに思っていたところが、全く農業経験もない、ましてやちょっと離れたところじゃないですか、□□というね、さっき申されたとおりの。やる気だけで農業はできないし、やっぱり農地を守ることが最優先の我々としては、農地を守れるのかなという一抹の不安があるものですから、こういう場合はやっぱり、ちょっと目を光らすだけじゃなくて、ある程度やっぱり本当に、条件つきじゃないけど、ある程度こっちから、何ていうんですかね、ペナルティーと言ったらいけないけど、返してもらわないといけないよみたいなこともちょっと入れながら、本当に農業をやらなければですよ。

5条申請、またこれ、するようなことがもしあった場合、これはもう本当に我々をばかにしているような形になりますから、本当に農業をするんですねっていうところですよ。特に新規就農者でもある以上は、ここでやっぱり滑ったらいけないのではないかと思うんですね。だから、何らかの形で条件つきを必ず農業委員会としてはしておかないと。どこかでプロセスチェックをやるようにして、やっぱり条件つきは必要ではないかというふうに思うんですけど。内容的なものはちょっとやっぱり考えとかないといけないのではないかと思います。

○議長：今言われましたように、例えば道具類の購入とか、例えば作付をしたらその写真を提出してもらおうとか、何かそういった定期的に出してもらおうとか、そして頑張ってくださいという形は少くともあってもいいのかなという気はするんですよね、新規就農ですから。今までされていれば別段そこは、そこまでのことは問わないにしろ、何らかしたほうがいいのかという気はいたしますが、皆様方、どんなふうに思われますかね。

どうぞ。

○委員：これ、関係ないかもしれないですが、銀行から事業起こしに当たってお金を借りるとき、

その事業の資金計画で何年後に幾ら入りますとか収入がこれだけありますという資金計画を立てなければいけないですね。今回の場合も新規農業だから、それこそ□□さんがおっしゃる様に歓迎しなければいけないのだけど、したことない農業に対して、何と申しますか、施行計画というか、何か月後に農業機械を買います、1年後にはこういう田んぼを作りますとか、そういった就業計画、そういうのがあったらいいんじゃないかと思えますけどね。

○議長：当面の条件としては、まずそれを出していただくと同時に、今後は一定報告を出していただくというか。何を作付、どういうふうにしたとかですね。

○委員：そうですね。最終的に、最初農地として買って置いて、それを転用しないとか、そういう誓約書とか、そういった確保はいかがですかね。

○議長：いや、資材置場とかで簡単に、また山の上のほうですから、されないとも限らないし。まあ出てくれば分かるのは分かりますけど、そういうことじゃいけませんからですね。

そういう条件づけというのは簡単にできるものなんですか。

○事務局：農地法第3条第5項に条件を付すことができますというふうに記載がございますので、可能でございます。

○議長：それでは、そういう条件をちょっと付するようにはしまししょうか。そうしないと、皆さんも許可を出すという話にはならないでしょう、今のまま、自分がやりますだけではですね。

では、まず、資金計画がいい、何。

○委員：資金というか、その経営に対して……。

○議長：経営計画をまず出して。

○委員：経営計画ですね。

○議長：経営計画書を出していただくようにはしまししょうか、まず。それが一つ。そして、1年後には作付の実績あたりを出していただく。それをぜひ長く続けてくださいという形で行きますかね。2年後、3年後をどうするかはちょっとございますが、とにかく1年目が大事ですし、そこをびしゃっとされないことには、うやむやにされていたら恐らくもう今後作られないような状況だろうと思います。荒らかしたらどうしようもなくなるからですね。

畑のほうは、現場を見させてもらおうと、そんなに手が入れられない、入りにくいんですね、木が植わっているから。木っていうのは果樹類ですね。そういう状況はありますね。

だから、問題は水田のほう、ここもびしゃっとすいてありました、前の持ち主だと思いますが。そこは野菜とか作ろうと思えば十分できる場所だとは思いますが。だから、それをちゃんとしていただくということが条件ですね。米でも構いませんし、一応水田ですから。

経営計画をまず出していただくと。そして、どうしまししょうか。1年後に報告書か何か出してもらいますか。

○委員：そうですね。

○議長：経営報告。

○委員：はい。

○議長：このぐらいでよろしいでしょうか。

○委員：その経営計画も併せて。やっぱり経営計画の中にはトラクターとかそういう物とかないと、手でできるわけじゃないからですね。資金計画もそこで出てくるとは思うけど、結構設備投資しないといけない、そういう機械関係も出てくると思うんですよね。

○委員：本来からいうと、よその市町村は資格証明に代わるものに耕作証明書とかを出して、確かに耕作しているなというのでできるんですよね。それがもう適格者証明に代わるような文面になりますけど、この方の場合はもう耕運機で8反9反するって言われるからね。それはちょっときついんじゃないかなという感じはある。

○議長：どうぞ。

○推進委員：私、□□さんとは仲がよくて、あちらの家に行っているいろいろ話をしていたら、こんなふうに出たでしょう。そんなふうにごちゃごちゃ言うならもう買わないって、その□□さんが。そうすると、オジャンになったらもう□□さんが困るわけですよ。自分は多分百姓は全部したくない、したくないというか、できないから売っているの、この人が買わないってなったら、もう□□どうしたらいいのって、□□さんは言われるんですよ。そういう場合どうしたらいいんですかね。もう取りあえず百姓をやめたいって。耕作放棄地になってしまうし。

○議長：現在の持ち主の方がおっしゃるのは重々分かりますが、基本的にこの場合は農地法の中で動いていますので、それを許可するかしないか。許可はしても条件をつけて、それで買わないとかぐずぐず言われた場合は、肥やしになる可能性はありますね、確かに。その場合にはもう一方のほうを買っていただければ、また話は変わってくるかもしれませんが、それは分かりませんからですね。

○推進委員：もう一人の女の人の方がですね。

○議長：さっきも出ていましたように、もう一方のほうがある程度準備されている部分もありますようですし。

○推進委員：農地法っていうのは百姓を守るためにあるんだろうけど。

○議長：百姓というか農地をですね。

○推進委員：農地を守るためにですね。農地を手放したいというときは何かそういう話がないでしょう、全然。

○議長：だから、一般的には大規模にしようかと、増やしたいという人たちがおられれば、そこが一番先にされたりはあり得ることではありますが。あとは条件等もございますものですね。

○推進委員：いや、多分どんどん増えてくると思うんですよ。もう一人住まいとか年取って百姓できないって、どうしたらいいんだろうかって。特に山付きのほうですね。

○議長：圃場整備地区内でもそういうのは結構出てきますからね。

○推進委員：いや、人に貸してとかいっても、借りるようなところじゃないからですね、人が。私どうしたらいいの□□って言われるけど、私もそのとき答えられなかったです。

○議長：失礼ですが、御存じかどうか分かりませんが、不動産屋さんですね。そこは本人さん、売主さんのほうが御存じの方なんですかね。どうですか。それは分からないですよ、不動産屋。売主さんが相談に行かれて、間に入ってあるんですか。

○委員：中に不動産屋が入っているんですよ。だから、不動産屋も大体百姓のどうのこうのはあんまり分からないんです。

○推進委員：だから、誰が頼んだのかって。

○議長：どなたがお頼みになったんですか。売られる本人さんですかね。

○委員：不動産屋です。

○議長：不動産屋が言ってきているのですか。

○委員：はい。それで、売る方も、□□さんももう一人の方のほうがいいって言われるんです。ちゃんと設備、トラクターとか全部持ってあるからですね。従業員も。これが駄目だったら次に申し出てくると思いますよ。だから、従業員も5人いるから、それを使ってしますよ。農業大学も行かせますと、息子さんなりも言っているけど、まず取りあえず□□さん、先に申し込んであったから、こっちに来ているんですよ、上がってきてるんですよ。

○委員：そうしたら、もうそれこそ最初に言ってきてあったから最初に上げたというのを優先されてあるんだろうから、それはそれで。もう何も持っていないならトラクターはどうしますか、農業生産計画はどうしますかというのを聞いているというふうに言ってもらっていいんじゃないですかね。

○委員：はい、それは返答をしておきます。

○議長：それはもう事務局のほうからでも言わせますので。そういった形でまずしましょうか。

それじゃあ、先ほど出ましたように、まず経営計画をびしゃっと出していただいて。許可する前提です、これはあくまで。そして、1年後には経営の報告を出していただくと。それで、もしやられていなかったら取消し利くんですかね、今さら利かないんでしょう、取消しは。

○事務局：取消しまではすると、どうですかね。登記まで一からやり直しという話にもなりますし。そこまで厳しくはできないので、経営がうまくいかなかった場合は、別の方にあっせんを行うなどの対応になろうかと思います。

○議長：2年3年すると。

○委員：しますと言われれば、どうしようもないですからね。

○事務局：法的にそれができるかどうか、ちょっと今この場で即答はできません。

○議長：誓約書を一つ、転用はしないという。

○委員：契約したら、もう契約違反になるもん、今度。

○議長：だから、もう断ることは、我々が許可を取り消すことは難しいでしょうから、例えばもう5条申請等は一切今後しませんと出していただくか。資材置場あたりにはなりやすい場所なのかもしれません。

○委員：取消してできないしね。今のは取下げだから大したことなかるうけど。

○議長：不動産屋さんがこっちを下げて、もう一方のほうを出していただいたほうが、我々としても報われるし。

○委員：□□さんのほうが断ればいいんですよね。そういうふうには。そうしたら次に行ける。□□さんという方に決まりますけどね。取りあえずこの人がほたるの待つかんといかんで。だから、一応この報告だけ私がしておきますので。

○議長：これ、計画書を出させるというのは、許可を下ろさないかんのも期限がある、許可の期限。

○事務局：そうですね、標準処理期間が国のほうから通達がありますので、あまり長引かせるというのは事務処理上よろしくないです。不当に遅延しているというふうに捉えられる可能性があります。

○委員：だから、あくまでも今、行政手続法で、行政の手続について遅いと、損害を与えたと、そういったことがないようにしないと、それはもちろん根本的には一番新しい法律は行政手続法ですからね。それは分かります。しかし、条件がそろっていないのに許可するといけないから、取りあえずは取下げか何かの形にするか。で、この人が計画書をはっきりきちんと作れるならいいですよ、計画書とか。それは時間がかかっても1年かかっても計画書は作るかも分からないけど、それはもう行政手続の問題と違いますからね。一回許可したらもう取消は利きませんからね。だから、不動産のほうにもう一度、Aさんから今度Bさんのほうが農業はいいんじゃないかという提案があったということで。そういうふうにしたらどうだろうかと私は思いますけどね。お互い角が立たないように。だから、変に延長したらちょっと妨害受けたって言われるから。

○議長：来ていただくことはできるんでしょう。本人に来ていただく。うちに外から来ていただくのは。

○事務局：可能です。

○議長：例えば、あと1週間以内ぐらいに経営企画書を出してくれと、それを出さないと許可しませんと。そういうところを、私もちょっと少し。それが出てこなかったら、ちょっとさっき言

われる件からすると問題が残りますが、また、もう一人の方のほうが出していただければ幸いですし、そういうふうにしましょうか。そうしないと、あまり長く延ばすとちょっと法的な部分がありますので、1週間以内、今日、明日から1週間以内ぐらいに出してくれと、経営計画書を。出さなければもう許可しませんと。不透明な部分が多過ぎますのでという言い方で。不透明は何かといいますと、農機具の問題から経営内容が一切分かりません、新規就農ですから。だから新規就農だから分かりませんじゃあ通らないですから、これはね。何かしたいというのがはっきりないと経営は成り立ちませんので。あくまで農業で成り立っていただくのが基本ですので、そういったことを言った上で時間をちょっといただくようにしましょうか。そして、最終的にぴしゃっと出してこられて、説明を聞いて、よければ許可するという形を取りましょうか。それともう一つは、1年後に経営報告を出していただくと。ここまではぜひ。普通の新規就農だったらそういうことまではいたしません、今の現状を聞く限りは、しておいたほうがいいのかなという気もいたしますので。そんなところで御了解をいただく。

それともう一つ、さっきちらっと言いましたが、転用の問題は、要らないことしないほうがいいですかね。何か誓約書みたいなこと、最低5年か10年以上は農業を続けていただくとか、どんなですかね。

○委員：これは取られるかな。書いてもらったほうがいいよ。

○議長：難しいかな。

○事務局：取っていただく分は大丈夫だと思うんですけど、それに法的拘束力は何も発生しませんので、まあ……。

○議長：それでも書いていただくということは。

○事務局：それは可能かなと思いますね。

○委員：誓約書でいいんでしょう。

○議長：あくまで農業をするということで買おうとしてあるのでですね、基本。

○委員：だから、すみません、今現在このメンバーの農業委員さんの皆さん方でこういう答えを出しました、で、最終的に……。

○議長：それはもうそう言っていただいて。

○委員：農地転用はしませんという形を取っておりますという形で終わる、まあ終わるかどうか分からないけど、そういった形が最後ということで。

○議長：そうしましょうかね。それまで入れておきましょうかね。10年で書いておくか……。

なら、誓約書みたいなことを一つ、法的根拠等はございませんが書いていただくようなことにしましょうか、農業委員会として。そして、それを取っておきまして。とにかく先ほど言いました経営計画書を1週間か、延ばしても10日以内ぐらいまでに出していただくと。もう出なかった

ら許可しませんで通るかな。内容が分からないということで不透明ということで取り下げ……。

○事務局：それは、購入された農地をきちんと効率的に。

○議長：使ってもらおう。

○事務局：使うというのがもちろん許可の要件でございますので、それは確認すべき要件かなと思います。

○議長：それをまずはっきり相手方に伝えます。そして1年後の経営報告を出していただくと。

もう一つは、10年にしますか、5年にしますか。そこ辺はあんまり長いと……。当面10年で。

○委員：面積的に収支が取れる規模じゃないですから。

○議長：だから、野菜を相当作らないと難しいですね。米と麦だけじゃあ厳しいです。だから、野菜をしながら自家的にとかわれば、また話は変わってくるけど、それが分からない。

○委員：憧れの田舎暮らし的なことで考えていらっしゃるんじゃないかなと僕は思っているんですよ。

○議長：それはそれで経営計画出してもらわないことにはですね。

○委員：自分で作ったものを販売して、売ったお金で生計を立てるとか、そういうことはないのかもしれないけど。

○議長：もしない場合が困るから、10年間は転用をいたしませんと書いてもらいますか。失礼だけどそのくらいね。難しいな。

○副会長：そういう条件は農業委員会ではかけられないかな。やっぱり計画がしっかりしたものだけ渡してもらおうというふうに。

○議長：却下できますかね。そこら辺どうでしょう。法的に問題が出てきているなら。

それでは、まず経営計画書をとにかく出していただく。そして、1年後の分までは報告を出していただく。その状況によって、失礼ですが経営計画が出てくれば許可するという形になりますが、ようございませぬかね。じゃあ、ちょっと今から決を採っていきたくと思いますが、ほかに御意見はございませぬかね。それで、先ほど言いました誓約書的なことは、やっぱり法的根拠がないし、やめておきましょうかね。

○委員：ただ、口頭では言うべきだと思います。

○議長：口頭ではですね。

○委員：書面がなくても、常識の範囲内で。

○議長：農業をびしゃっと続けてくれと。

○副会長：新規就農者を殊さら閉ざすようなことになるといけないですよ。やっぱり新規就農者は開発していかなければいけない立場ですからね、我々委員会は。だから、過度に言うとう無理があるかもしれない。ただ、今度の場合は、次点の人のほうが好ましいですよ、雰囲気的に

は。

○議長：それでは、もうほかに御意見はございませんか。

(なし)

○議長：それで、くどいですが、また申し上げます。まず経営計画書を、何日にしますか、1週間、10日、1週間でいいですかね。そんなに難しいことじゃないからですね。農業をしたいって言われるなら、それなりの計画はあるでしょうから。いいですかね、1週間でいいですかね。事務局、どうですか。

○事務局：1週間で大丈夫です。

○議長：じゃあ、1週間以内に出していただくというのが一つ。それと、1年後に経営の報告書を出していただくということでいきたいと思います。それで、口頭で、今後転用等はされないように、そして今後も農業はちゃんと続けてくださいということでお伝えをしたいというふうに思います。そういう形で採決をしたいと思いますが、ようございましょうか。

(異議なし)

○議長：それでは、本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、条件をつけて、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めまして、よって、本案は原案のとおり、条件をつけて可決することといたします。

それでは、長くなりましたが、8ページをお願いいたします。

議案第10号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番につきまして、□□番委員、□□委員さん、説明方よろしく申し上げます。

○委員：1番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田1,652平米、合計1,652平米。異動の内容、相手方要望、売買です。

□□さんは現在70歳になられます。それで、農業日数が大方200日、コンバインは2台、トラクター8台、田植機1台、乗用管理機1台を持って農業されております。今、□□とって会社を起こして、一人雇用されて頑張っている方です。

それで、この間、近くに買われました、田んぼを。そこはイノシシの運動場になっているということで、田ですけど、現在は全部ブルで押して一枚になして果樹を植えるという計画を立てられておりました。現場を見に行きましたら、その隣が□□さん、82歳になられる方が、もうイノシシには負けるからもう買ってくださいということで、□□さんに渡されました。もうイノシシの害がひどいというところでございます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

恐れ入りますが、次も□□さんが受入れでございますので、併せてお願いします。

○委員：はい。2番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畑436平米。異動の内容、申請理由、相手方要望、契約内容は売買となっております。

□□さんはもう定年して、この畑が……。すみません、地図がございます。地図は9の1が分かりやすいと思います。この場所は、農業総合試験場に行く裏道があるんですね。そこの道の際でございます。その通りです。□□が□□さんの持ち物、□□というのが□□さんの持ち物です。ここもイノシシが出てきて大変困っているということでございます。□□さんも、これはちょっと畑なんですけど、今、柿を植えていらっしゃって、ほかのことはされていません。草ぼうぼうでございました。イノシシの害が多いというところで、もう□□さんに買っていただけないだろうかというところで申請が上がっております。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては、今、□□委員から御説明いただいたとおりで、現地のほうを確認させていただきましては、一応農地として使われていたのかなという感じでした。

番号1番のほうにつきましては、田として使われていたんだろうなという形で、きれいに整地されていまして、番号2番につきましては、話にもありましたように、樹木、柿の木が植わっていた現状でございます。

以上でございます。

○議長：それでは、皆様方のほうに、本件に対して質疑、意見のある方、お願いいたします。

□□さんについては前も出てきておったと思いますし、今地図上にあります字図の□□の□□ですか、この横に広いところがありますね。そのもう一丁左側の部分辺りも以前こちらに上がっております、お買いになっている。そういう状況でございますので、この辺をずっと□□さんが受け手されているというか、そういう形になりつつあります。

御意見ございませんか。

(なし)

○議長：ないようでございますので、採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決するこ

といたします。

次の議案につきましては、議案の第11号ですが、1番については、□□番の□□委員さんに直接関係でございますので、□□委員さん、申し訳ございませんが、一時退席をお願いしたいと思います。恐れ入ります。

○委員：よろしいですか。

○議長：外にちょっといていただけますか。ちょっと申し訳ございませんが、直接本人さんの場合は審議することに加担ができませんので。

(□□委員退席)

○議長：今、出ていただきましたので、ただいまから行います。

議案第11号、農地法第4条の規定による、農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

□□番委員の□□委員さん、説明方お願いいたします。

○委員：申請者、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外1筆。地積、田1,572、合計1,572。申請内容、転用目的、貸駐車場。構造規模、アスファルト舗装。工事期間、令和4年5月1日から6月30日まで。農地の区分、第一種。資金の内訳、自己100%。建蔽率はありません。開発許可、市整備要綱該当。用排水路については承諾書添付。都市計画区域、調整区域となっております。

この分につきましては、場所的には次を見ていただけると分かるんですけど、□□があるんですけど、その県道の横ですので、横を見ていただいたら、小さな道の反対側という形です。今度、県の高速から来た道ができております。その分の横です。そこに駐車場を設けたいと。以前、駐車場が裏の工業団地ですか、にあったらしいんですが、そこは今度何か立ち退かないといけないということで、1キロ以内であれば駐車場はできるということで、ここが1キロ以内に該当するという形で、ここに駐車場を設けたいということのようです。

それで、ちょうどこれが、今言いましたようにコミュニティセンターがあって、小さな2メートルぐらいの道があるんですけど、そのコミュニティセンターで子供が帰りにいろいろ遊んでいるんですね、コミセンで。ですから、場合によっては、業者の方にも言ってあったんですけど、駐車場が道から入りますので、反対側はフェンスを設けていただけないだろうか。そうしないと、子供などが駐車場に入ると危ないですから、フェンスを設けていただけないでしょうかということを業者さんのほうにはお話をしているような状態でございます。

以上でございます。

○議長：ありがとうございました。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：補足いたします。

今、委員さんのほうからのお話がありましたように、□□を抜けたところですね、□□の流通団地がございます。そこに入っている1社の運送用車両の駐車場として開発の転用許可申請ということなんですけども、現在、□□から県道□□号線の□□のほうまで整備は県のほうでされていますけれども、現地のほうは、この今回出ている申請地の横にその新しい道路が一部完成しているような状況でございました。一応そういった形で、大きな道路にちょっと面した形で造成はこれからなされるかなというふうに見たところです。

事務局からは以上です。

○議長：ありがとうございます。

そのほかいいですかね。12ページの地図で、黒く塗り潰した上側に道路が一応あります。これが拡幅されて広い道になって、またこれが突き抜けていくようになりますという形です。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

ただいま、議案第11号は1番の審議が終了いたしましたので、退席されておりました□□番委員の□□委員さんの除斥を解除し、入っていただきます。

(□□委員着席)

○議長：それでは、13ページをお開けください。

議案第12号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、よろしくをお願いいたします。

○委員：1番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、福岡市□□、□□。申請地の表示、□□外1筆。地積、田75平米。申請内容、転用目的、駐車場。契約内容、売買。構造規模、砂利敷。工事期間、令和4年5月1日から令和4年6月30日。審議事項、農地の区分、第二種。資金の内訳、自己100%。開発許可、不要。用排水、条件付。都市計画区域、市街化調整区域となっております。

□□さんは、駐車場が手狭になっているから、ここに車を3台置けるようなところを探していたというところでされています。

それで、地図を御覧ください。これは、ちょうど□□号線から□□に入る、□□のバス停から□□方面に向かって右に入ります、そうしたら右側に□□がございます。池があって、その手前でございます。小さい場所で、行ったところはたまた草がちょっと生えている状態で、水路もちゃんとございました。それでここを駐車場に、従業員の駐車場が必要というところで要望がっております。従業員3名の駐車場にしたいというところでございます。排水はもう自然流水。いろいろな用地更正に伴う被害のことは、□□の水利組合のほうでちゃんと条件をつけていらっしやいます。近所の農地には何も関係ございません。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

○委員：本当小さい、車3台、普通車3台置ける三角の、地図を見たらとても狭いところなんです。田でしたけども、今草が生えております。

○議長：よろしいですかね。ありがとうございます。

では、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：今、□□委員さんから報告がありましたが、私たちのほうで現地を見させていただいて一つ気になったのは、裏に、地図で言いましたら15ページに字図がありますけど、中心に当該地があって、水路を挟んで□□と地番がありますが、その間に水路がありました。今、委員さんの話にもありましたように、ここを駐車場で施工されるときには、きちっとブロックか何かで砂とかそういったのが入らなければ十分機能するかなということをちょっと心配しておりました。一応そういうことをちょっと感じたところです。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。よろしいですかね。

(なし)

○議長：御意見がありませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、16ページをお開けください。

議案第13号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、説明方よろしく願います。

たします。

○委員：番号1。申請人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積は田347平米です。申請内容は、当該地は平成7年より、住宅というか自分の住宅を建てていらっしゃるときから駐車場用地として利用されていまして、もうそのまま農地のまま変更がなされていなかったという現状で、もう既に27年経過をしている状況です。推進委員であります□□委員さんと一緒にちょっと現場を見て、確かにここはもう農地ではないということで現場確認をさせていただいたような次第ですので、問題ないということで思っております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

では、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にございませぬ。

○議長：今の件につきまして、本件に対する質疑、意見のある方はよろしくをお願いします。

ちなみに、課税も二十数年前から雑種地として、雑種地というか農地か。

○委員：農地じゃなくて宅地。

○議長：宅地、ごめんなさい、宅地。

○委員：宅地並みに課税をされていたという、二十何年間ですね。

○議長：税金も。

○委員：すみません、それ言うのを忘れました。

○議長：よろしいですかね。

(なし)

○議長：それでは、ちょっと一つずついきたいと思います。

それでは採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。この件につきましては御異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、2番に行きます。

2番につきまして、地区担当委員であります□□番委員の□□さん、説明方お願いいたします。

○委員：2番。申請人、筑紫野市□□、□□。申請地の場所は、□□。地積は畑411平米。当該地は平成元年より耕作放棄地となっている。現況は山林となっている。

これは、地権者が4人変わっているんですよ。それでずっと何かどんどん変わられるので、今持っているのが□□君ですね。これ、地図の19ページですね。□□の部落の一番上のほうです。

そして、20ページの□□、これ宅地ですね。それと□□も宅地です。

これ、畑を見に行っただんですけど、家の裏に山ですよ。そこに何か、高台の畑なんですよ。それで、道もないから土手をはっていかないといけないようなところですよ。そして、その上には孟宗竹が。山があるんですよ。それで、孟宗竹がもう根が伸びてきて、畑としてはもうずっと使っておられないんですよ。そして、地目変更をお願いしますということです。さしてくださいということです。裏が何かもう山ばかりで、谷水が流れているんですよ。その配管工事をするから、畑じゃできないし、それでお願いしますということです。

○議長：よろしいですかね。

○委員：それぐらいです。

○議長：ありがとうございます。

事務局のほうから追加説明がありましたらお願いします。

○事務局：□□委員の説明に補足させていただきます。

今回、申請が上がっています□□の□□の、ちょうど図面でいったら北側のところが道路と接道している平地になるんですけど、□□という地番が道路と直接面しているんですけど、ここ当該地はもう5メートル以上の高低差があつて、とても農地として使えるような状況ではございません。あと、話にもありましたように、奥の山林もちょっと迫っているような状況で、そういった崖地のような状態にこの当該地があるということでございました。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。よろしゅうございますか。

(なし)

○議長：御意見ございませんようですので、採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、地図の次のページです。農政議案に移ります。

農政議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をお願いします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号1、所有権移転を受ける者、□□。住所、太宰府市□□。所有権移転をする者、公益財団

法人福岡県農業振興推進機構、理事長□□。住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。所在地、□□。登記地目、田。現況地目も田でございます。台帳面積749平米。農振区分は農用地。法律関係は売買。利用目的は水田でございます。所有権移転の時期、対価の支払いの時期、引渡しの時期は、いずれも令和4年4月28日となっております。

以降につきましては記載のとおりでございますので、お読み取りいただければと思います。

1ページめくっていただいて、合計でございます。本件、売買2件でございます。筆数といったしましては11筆、1万3,677平米の所有権移転に関する件でございます。本件につきましては、本年の2月に□□さんのほうから機構が買受けを行いまして、2か月保有を行って、最終的な担い手でございます□□さんと□□さんのほうに最終的なあっせんを行うものでございます。

御審議よろしくお願いたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することいたします。

では、同じく農政議案の第10号に移ります。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をよろしくお願いたします。

○農政担当：説明に移ります前に、資料の差し替えがございます。本日、お席のほうにお渡ししていたと思いますが、A4横の資料で、利用権の差し替え分を置かせていただいております。すみません、誤りが見つかりましたので差し替えを行うものです。内容につきましては、番号の2から5、借受人が福岡県農業振興推進機構、理事長□□となっていると思いますが、その分が抜けておりました。大変申し訳ございません。差し替えてお読みいただければと思います。

読み上げて説明とさせていただきます。

番号4-04-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積2,347平米。利用権の種類は賃貸借。利用権の内容は水田。期間につきましては、令和4年4月11日から令和10年11月10日までの約6年間となっております。賃借料につきましては、玄米60キロ。新規の案件でございます。

内容につきましては、すみません、お読み取りいただければと思います。

合計でございます。件数は、新規が5件、筆数といたしましては11筆、2万661平米の利用権設定に関する件でございます。

以上、御審議をお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することいたします。

それでは、農政議案の第11号にお移りください。

農政議案第11号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に関する件を議題といたします。

計画の内容について、農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：本件につきましては、先ほど議案第10号で御審議いただきました借受人、福岡県農業振興推進機構のほうを受けるものを、最終的な担い手に配分するという計画でございます。

読み上げて説明とさせていただきます。

番号4-04-101、貸付者氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、理事長□□。貸付者住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。借受人氏名、農事組合法人□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積3,794平米。農振区分は農用地。利用権の種類は貸貸借。利用権の内容は水田。期間につきましては、令和4年6月11日から令和8年10月31日までの約5年間となっております。賃借料につきましては1反当たり1万円。新規の案件でございます。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りください。

合計でございます。新規の案件が4件、筆数といたしましては10筆、面積は1万8,314平米の配分計画でございます。

御意見賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、お諮りいたします。

本件について、御意見なしと認めることに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御意見なしと認めます。

ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。

皆様方につきましては、今日が最後の審議をしていただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年第4回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。